川崎市特別職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市特別職員給与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年2月13日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市特別職員給与条例の一部を改正する条例

川崎市特別職員給与条例(昭和23年川崎市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第4条各号を次のように改める。

- (1) 市 長 月額 1,200,000円
- (2) 副市長 月額 950,000円

第5条中「100分の12」を「100分の16」に改める。

第7条第1項中「100分の52」を「100分の54」に、「100分の 38」を「100分の39」に改める。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

参考資料

制定要旨

川崎市特別職報酬等審議会の答申及び意見に基づき市長及び副市長の給料の額の改定並びに地域手当及び退職手当の支給の割合の変更を行うため、この条例を制定するものである。